

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
七九〇番五地先まで	比企郡吉見町大字久米田字三ノ耕地五七六番一地先から	区 間
二三・六五〽五二・三二	八・四八〽二七・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一六三一・一九メートル		延 長 (メートル)
道路改築工事		備 考